

前橋市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資
団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年10月12日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

内 監

令和4年10月12日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前 橋 市 議 会 議 長 小 曾 根 英 明 様

前橋市監査委員

根 岸 隆 夫

同

長 岡 敏 夫

同

鈴 木 俊 司

同

近 藤 登

出資団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

出資団体監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象団体

本市が資本金など4分の1以上を出資又は出捐している団体（出資団体）のうち、下記の団体を抽出し監査しました。

公立大学法人前橋工科大学（所管課：行政管理課）

3 監査期間

令和4年8月24日から同年10月12日まで

4 監査対象

令和3年度における当該団体への出資に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和4年度も対象としました。

5 監査方法

出資に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- ・会計規程等諸規程は整備されているか。
- ・会計規程等にのっとり経理処理がされているか。また、事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

（所管課関係）

- ・出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ・出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

6 監査結果

出資に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体に対して改善等を指導しました。

(1) 公立大学法人前橋工科大学（指摘事項 3 件、要望事項 2 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(7) 契約手続について

学科再編に伴う教員居室等の引越業務、学科再編に伴う大学院生室の引越業務において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。

契約事務取扱細則、事務決裁規程にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

a 契約事務取扱細則第 25 条において準用する第 6 条第 3 項で、予定価格調書を封書としなければならないと規定しているにもかかわらず、封筒に入れて保管しておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

b 契約事務取扱細則第 31 条において、契約金額が 50 万円以下の契約は契約書の作成を省略できると規定しているが、契約金額が 50 万円を超えているにもかかわらず、契約書の作成を省略し請書を徴していた。

c 契約締結の報告において、事務決裁規程第 3 条の規定により課長が決裁すべきところ、その決裁が漏れていた。

(4) 契約書の記載事項等について

契約書の記載事項等において、次のとおり不適正な事務処理が行われていたの
で、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

a 実験棟 2 産業廃棄物等処理業務、廃棄物収集運搬処理業務において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号で規定する契約書に記載すべき事項である受注者の事業の範囲、委託する産業廃棄物の種類及び数量等の記載がなかった。

b 科学研究費申請書レビュー業務の契約書において、会計規程第 26 条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約の目的が記載されていなかった。また、契約金額に相当する対価について、同契約書第 5 条第 1 項に「本業務の実施対価は、(別紙) 研究支援単価表に基づき算定するものとする。」と規定しているが、当該単価表を添付していなかった。

(7) 工事請負契約書の規定不足について

前橋工科大学で発注する工事においては、契約事務取扱細則第 45 条で規定する建設工事請負契約書により請負契約を締結することとしているが、前橋工科大学バス停ルーフ設置工事ほか 3 工事において、同条規定と異なる契約書で請負契約を締結していたため、受注者に対して火災保険等に付すことの義務付けを設けていないなど、請負契約に必要とされる規定が不足していた。

契約事務取扱細則に規定する建設工事請負契約書により請負契約を締結し、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 契約事務について（要望事項）

(7) 工事完了届の事務処理について

市で発注する工事に適用される「工事検査の手引き」では、受注者から提出された工事完成通知書を受理した後、課長が検査員、検査日時を決定することとされているが、前橋工科大学バス停ルーフ設置工事ほか 3 工事において、受注者が提出した工事完了届後の検査員等の決定を要する課長決裁を受ける前に完成検査を行っていた。

前橋工科大学は、工事手続の実施等について、市と「公立大学法人前橋工科大

学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」を締結し、工事監理や検査等の支援及び技術的な助言を受けられることや、前橋工科大学で発注する工事の件数が少ないことなどから、工事発注等に係る手引書などを作成していない。

については、今後、適正な工事発注等の事務処理を行えるよう、前橋工科大学においては、市に準じた「工事検査の手引き」などを制定するよう検討されたい。

(イ) 工事手続の事務処理について

工事手続において、契約内容や検査手続等を定めた工事に関する手引書などを設けていないことから、工事完了届の課長決裁を受ける前に完成検査を行っているものがあつたほか、契約事務取扱細則で規定する建設工事請負契約書を使用していないものがあるなど、適正な工事手続であるか疑義が生じる状況であつた。

また、前橋工科大学と市が締結している「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」は、工事監理や検査等の支援及び技術的な助言を受けられるとしている。しかし、専門的な技術や工事手続の知識を備えた法人職員が配置されていない中、当該協定に基づく支援及び技術的な助言のみで、今後、適正に工事手続の事務処理を実施することが可能かどうか、市所管課などと協議し、必要に応じ協定書の内容の見直しを検討されたい。

(2) 行政管理課（要望事項1件）

ア 契約事務について（要望事項）

(ア) 工事手続の事務処理について

行政管理課が所管する前橋工科大学における工事手続においては、前橋工科大学として契約内容や検査手続等を定めた工事に関する手引書などを設けていないことから、工事完了届の課長決裁を受ける前に完成検査を行っているものがあつたほか、契約事務取扱細則で規定する建設工事請負契約書を使用していないものがあるなど、適正な工事手続であるか疑義が生じる状況であつた。

こうした状況を踏まえ、市所管課としては、市の「工事検査の手引き」等を参考に、契約内容や検査手続等を定めた工事に関する手引書などを作成するよう指導されたい。

また、市と前橋工科大学が締結している「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」は、工事監理や検査等の支援及び技術的な助言を受けられるとしている。しかし、専門的な技術や工事手続の知識を備えた法人職員が配置されていない中、当該協定に基づく支援及び技術的な助言のみで、今後、適正に工事手続の事務処理を実施することが可能かどうか、市所管課においては前橋工科大学及び市関係課と協議し、必要に応じ協定書の内容の見直しを検討されたい。